

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は政令指定都市である福岡市に隣接している地域性から、福岡市の人口増加を契機に、昭和44年ごろに1万人程度であった人口を昭和50年代から急速に増加させてきた。その後、リーマンショックがあった平成20年頃から人口増加は鈍化し始めるが依然として増加傾向は継続し、平成27年には約5万人程度の人口となり、平成30年に市制へと移行した。

次に、産業構造については、平成2年時点で産業別就業者数全体の6割程度を占めていた第3次産業就業者が、平成27年時点においても全体の7割程度を占めており、現在も安定して増加を続けている。しかしながら、第1次産業は平成2年時点の3.4%から平成27年時点の1.7%、第2次産業は平成2年時点の3割程度から2割程度と就業者数が近年減少傾向にあることから、第1次産業、第2次産業の就業者数の減少を緩和するとともに、第3次産業への就業機会を維持しつつ増加を図るための支援を行うことが、本市の産業振興につながると考えられる。

また、本市では那珂川市商工会を中心に、作業効率向上のための経営改善指導に取り組んでいるが、域内の中小企業では人手不足、後継者不足等に加え、施設の老朽化が進んでいることが生産性向上に向けた大きな課題となっており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは喫緊の課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、福岡地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

本市では中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は農林水産業・建設業・製造業・情報通信業・サービス業・医療・福祉と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本市は、JR博多南駅を中心に人口が密集している北部の市街地、南部の森林・農山村地域、そして、それらの間で農業系土地利用がされている田園地域という本市が有する3つの異なる地域性を持っており、各地域で様々な業種による様々な事業が展開されている。ついては、幅広く生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域を市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

上述のような理由から、全業種及び全事業等とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月3日から令和7年7月2日までの2年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるもの、その他市長が適当でない判断するものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。